大阪府条例第　　　号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

　職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。　一・二　（略） | 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。　一・二　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和四年四月一日から施行する。